

返戻金制度について

当社の紹介によって採用された応募者が、入社後明らかに応募者の責（労働契約法第 16 条および第 17 条に定める解雇事由が明白に認められる懲戒解雇、論旨解雇または普通解雇（ただし、整理解雇等会社都合の普通解雇は除く）を指します）により解雇されるに至った場合、または、当該応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であると当社が合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、受領した紹介手数料のうち下記の金額を返還いたします。

ただし、返還のご請求期間は、対象となる応募者が退職された日の翌月末日までとし、翌々月 1 日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジション廃止または変更等に起因する退職は「明らかに当該応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当いたしません。

※紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、手数料の払い戻しはいたしません。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります

入社日より 30 日以内に退職の場合	手数料額の 50%を返戻いたします
入社日より 60 日以内に退職の場合	手数料額の 30%を返戻いたします
入社日より 90 日以内に退職の場合	手数料額の 20%を返戻いたします

クオリティエンタープライズ株式会社

許可番号 009-ユ-000367